

強者の戦略

東大日本史のみかた 49 [解答編]

こんにちは。日本史の岡上です。さて、今回は古代の情報伝達に関する出題でした。教科書ではあまり言及されていない内容でしたが、資料文を丁寧に読めば、自ずと解答が得られたのではないのでしょうか。

それでは解説を始めていきましょう。

<中央政府から諸国への情報伝達>

設問A

中央政府から諸国に命令を伝える時に、都から個別に使者を派遣する場合もあったが、そうでない場合はどのような方法がとられていたか。2行以内で述べよ。

問われているのは、中央政府から諸国に命令を伝える時に、都から個別に使者を派遣しない場合の方法について。教科書の知識では難しいところですが、資料文が与えられていますので、確認をしていきましょう。

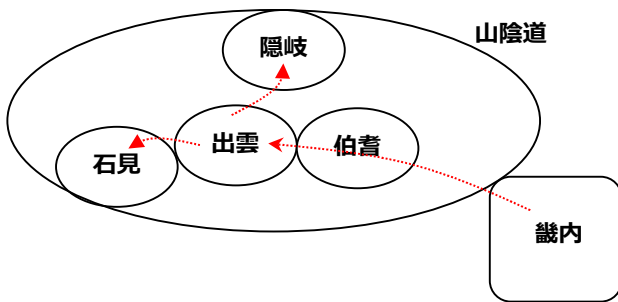
- (1) 律令制のもと、中央政府から諸国への連絡には文書が用いられた。その際、たとえば改元のように、全国一律に同じ内容を伝える場合には、各国宛てに1通ずつ作成されるのではなく、あわせて8通の文書が作成され、中央政府から畿内や七道の諸国に伝達された。受けとった国司はそれを写し取り、国内で施行したものとみられる。

資料文(1)からは、①中央政府から諸国への連絡は文書が用いられたこと、②全国一律に同内容が伝えられる場合は、あわせて8通の文書が作成され、畿内・七道の諸国に伝達されたこと、③受けとった国司は文書を写し取り、国内で施行したこと、が読み取れます。

- (2) 734年に、出雲国が中央政府や他国との間でやりとりした文書の目録によれば、3月23日に中央政府が出雲国に宛てて発給した文書が、4月8日に伯耆国を通過し、4月10日に、出雲国に到着したことが知られる。また出雲国を経由して、隠岐国や石見国に文書が伝達されることもあった。

強者の戦略

資料文(2)では中央政府が出雲国に宛てて発給した文書を例として、④文書が伯耆国を通過し出雲国に到着したこと、⑤出雲国を経由して隠岐国や石見国に文書が伝達されることもあったこと、つまり文書は畿内から官道に沿って伝達されていたことが読み取れます。



資料文(1)(2)とも都から個別に使者を派遣しているパターンではありませんので、これらをまとめていけば解答が作成できそうです。

まず①②より、中央政府から諸国への文書は「8通の文書」という表現からも**畿内や七道といった行政区画ごとに送られた**ことがわかります。また③④⑤から**文書は国司が受け取り、それを写し取った上で次の国に官道に沿って伝達されていった**ことがわかります。

以上をまとめて、解答を作成してみましょう。

【解答例】

A文書は畿内や七道という行政区画ごとに1通作成され、各国では国司が写しを作成し、官道に沿って次の国へと伝達された。(57字)

<諸国における命令の周知>

設問B

諸国では、どのようにして命令が民衆にまで周知されたと考えられるか。具体的な伝達方法に注意しつつ、4行以内で述べよ。

問われているのは、諸国ではどのようにして命令が民衆にまで周知されたと考えられるか。条件として、具体的な伝達方法に注意することが求められています。こちらも教科書には詳細な記述はありませんので、資料文を確認していくしかなさそうです。

(3) 石川県で発掘された木札には、849年の郡司の命令が記されていた。そのなかで郡司は、国司からの命令を引用した上で、管轄下の役人に対し、その内容を道路沿いに掲示し、村人たちに諭し聞かせるようにと指示している。この木札には、一定期間、屋外に掲示された痕跡が残っている。

資料文(3)では、郡司の命令が記されていた木札の例として、①国司からの命令が引用されていたこと、②管轄下の役人(里長のことでしょう)に対し、その内容を道路沿いに掲示し、村人たちに諭し聞かせるようにと指示していたこと、③一定期間、屋外に掲示されたこと、が読み取れます。

(4) 奈良時代の村落における農耕祭祀の様子を伝える史料によれば、祭りの日には酒や食事が用意され、村の成人男女が集合すると「国家の法」が告知され、その後に宴会がおこなわれたという。

資料文(4)では、奈良時代の村落における農耕祭祀の例として、④祭りの日に村の成人男女が集合すると「国家の法」が告知されたこと、⑤「国家の法」が告知された後に宴会がおこなわれたこと、が読み

強者の戦略

取れます。

つまり「具体的な伝達方法」としては2つのパターンがあることがわかります。

〔パターン1〕①②③の内容

国司の命令が郡司・里長と伝達され、またその内容が道路沿い（＝村人が目につきやすい場所）に掲示され、里長が村人に諭し聞かせることで周知させる伝達方法

〔パターン2〕④⑤の内容

村人が集まる農耕祭祀の場を利用して、宴会が始まる前に「国家の法」を告知する（おそらくは口頭で）ことで周知させる伝達方法

ちなみにいずれのパターンでも「諭し聞かせる」「告知する」といった「口頭による周知」が行われていることは、当時の識字率が必ずしも現代のように高い水準ではなかったこと（特に一般の村人だと文字情報で理解することは難しかった）が背景にあったこともうかがわれます。

以上をまとめて、解答を作成してみましょう。

【解答例】

B命令は国司から郡司に伝えられ、郡司は管轄下の役人を通じて民衆に周知させた。その方法は命令を記した木札を民衆の目につきやすい道路沿いに一定期間掲示した上で諭し聞かせたり、民衆が集まる農耕祭祀の場を利用して口頭で告知したりする方法であった。(119字)

さて、みなさんの解答はいかがだったでしょうか？

論述問題の解答はもちろん一つではありませんので、「これはどうだろうか？」と自分では判断つかないものは必ず、添削してもらうことをお勧めします。この『強者の戦略ホームページ』でもメールにて質

問などを受け付けていますので、どしどし送ってきてくださいね。

それでは、今回はこの辺にいたしましょう。次回「東大日本史のみかた」をお楽しみに！！